

159-参-イラク人道復興支援活動...の6号 平成16年02月25日

山口那津男君 また一方で、イラク国内には地雷や不発弾がまだたくさん残っているとも言われております。クルド人地区でNGO等が地雷の撤去活動を行っていたこともあったわけですが、今それが十分できない状況でもあります。また、戦争のあとを受け不発弾が残っている、集中している、そういう地域もあるだろうと思います。ですから、これらの除去、撤去ということも今後の課題として出てくる可能性があるわけであります。

これをどういつぶつに日本が支援していくかというのはいろんなやり方があるうかと思うわけでありますけれども、先ほども申し上げましたように、イラク政府というものがない段階では多国間の仕組みを活用する、そして、いずれ暫定政府その他の受皿ができたときには二国間の支援のツールも活用する、こういうことを展望しながら私は何らかのこの支援が必要であるというふうに考えております。なぜならば、やはり定住、そしてそれからの生活あるいは経済活動を考えたときにやっぱり一番先立つて行われなければならないそういう活動だからであります。

この点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

國務大臣(川口順子君) 対人地雷関係の活動というのは、我が国が今まででもかなり力を入れてきたところです。カンボジア、それからアフガニスタン、スリランカ、アンゴラ、様々なところで支援をしてきているわけですけれども、それを実際に除去するという作業、それから地雷を回避する教育、子供たちに対しての教育、それから犠牲者に対しての支援、そういったことをやってきているわけです。

理事常田享詳君退席、委員長着席

それで、おっしゃったように、イラクは北部地域、国境が交わるところ近辺にかなりの地雷があるというふうに言われていまして、一説では一千万個の地雷が埋設をされているというお話もありますし、六週間の調査期間の中で、南、南部の四県だけで三百二十四名、北部三県で七十名の犠牲者があったという調査も、これは世銀、国連がやった調査の中に出てきているわけです。

今後、イラクにおいて地雷についてのどのようなことができるかということにつきましては、これはイラク側からの具体的な支援の内容ですとか、国際機関の今の取組状況、そういった、あるいは

は現地の実情も踏まえまして、そういったことを踏まえて具体的に検討をしていきたいというふうに考えております。

私、個人的には、我が国としては技術がかなり進んだものを持っておりまして、カンボジア等でこの面でかなり貢献をしている面もありますので、そういったことも含めていろいろ検討できるのではないかとこのように思っています。

山口那津男君 この地雷や不発弾の処理というのはリスクを伴うという側面があります。したがって、これを一般の経済協力という従来の枠組み、考え方ではちょっと無理があるといえますか、性質の違う面がある、発想をちょっと変えなければいけないのではないかとこのように思います。

今大臣がおっしゃられた日本の技術を使うということも、確かに日本の産業技術、科学技術を応用してこれら除去作業に携わるというのは画期的なこと、これは大いに推進すべきことだろうと思います。

しかしまた、これが果たして産業界にとって利益を生む意欲的な仕事になるかという点、必ずしもそうではない面があると思います。そして、現実に技術者が行くに当たっても様々なリスクもあると思います。また、在外公館の体制というものも、これら

に即応できるそういう人材が豊富にいるというわけでもないと思います。

ですから、これらの分野を進めていくに当たっては、私は、従来の比較的安定した中で経済活動を推し進めるという協力の考え方ではなくて、もっと平和の構築とか平和の定着とか、そういう視点から枠組みを考え直す必要があるのではないかとこのように思いますが、大臣の御感想を伺いたいと思います。

国務大臣(川口順子君) おっしゃったとおりで、いろいろな障害、大きくこれを進めていくための障害がございます。

外務省としては、この対地雷については、これをきちんとした形で取り扱うために、組織も、昨年だったと思いますけれども、少し改編をして、これが扱いやすいような形にもいたしました。NGOの方々との連携も非常に大事であるというふうに思っています。現地での取組というのも非常に重要で、これは最後ここをやらなければ意味がないわけですから、それが難しい部分があったとして、その部分をほかのところ、例えば技術開発もそうですし、あるいは国際NGOがいろいろ活動しているところに對して更にお金の支援をすると、我が国としてできる部分もあると思います。

いずれにしても、対人地雷について、我が国としてはこれを平和の定着の柱とせずと取り組んできておりますし、国際的にもその評価は高いわけでございます。引き続き、国際機関や国際NGOや、そして我が国の企業や我が国のNGOや様々なところと連携をしながら、できることを現実的に一歩でも二歩でも前に進めていくということを引きちんと考えていきたいと思えます。

山口那津男君 自衛隊は、この地雷除去の活動あるいは不発弾の処理というものを日本の国内でこの技術、経験を持っている唯一の公的機関だろうと思えます。しかし、国際的な仕事としては、これまで実績はこの分野ではなかったわけでありまして。しかし、PKO協力法には放棄、遺棄された武器の撤去ということも仕事の一つになっておりますから、これを仕事としてやる可能性はあるわけでありまして。そして、私は、この自衛隊という実力組織、様々な能力を持っているわけでありまして、これを、地雷や不発弾の処理というものを人道的な視点で国際貢献の一つとして自衛隊が行うということとはこれからもっと考えられていいのではないかと、いつぶうにも思うわけでありまして。

そして、現実に陸上自衛隊のOBの方々がNGOを作りまして、

JMASという名前でもカンボジア等で不発弾処理の仕事をしているわけですね。自らの技術で処理をする、そして現地の人にこれを、処理の技術を教える、そしてその技術が広がっていくと、こういう非常にユークな価値ある活動だと思っております。

その人材供給源は自衛隊にあるわけでありまして、こういうことも考えながら、自衛隊あるいは防衛庁として、この国際的な人道面からの地雷除去あるいは不発弾の処理、これについての考え方というものを是非確立すべきであろうと思えますが、長官、お考えいかがでしょうか。

国務大臣(石破茂君) おっしゃるとおりだと思います。

先生にも御教示をいただいておりますが、今、在り方検討の中で、じゃこれをどう位置付けたいのかということと議論をいたしております。どういうふうな我々は国際的責務の履行の中でこの不発弾処理、地雷処理というものをとらえていけばいいのか。同時に、今、国内でその任に当たっております者、全部で六十名ぐらしかおりませんが、戦後半世紀以上たった今でも不発弾処理の件数というのはかなり多うございます。そうしますと、これ、その体制をどのように作っていくべきなのかという議論とも併せて、国会での御議論も踏まえて検討して

いきたい。決して後ろ向きに考えていいこととは思いません。

もう一つ、JMASに対する支援のお話でございます。

これはたしか二〇〇二年から事業を開始しているのだろうと思えます。西元さんが会長でありますから、私も会合にも出たり、よくお話を承ったりもするのでありますが、二〇〇二年七月以来活動を開始し、今でもカンボジアに事務所を置いております。一万七千発もう既に処理をしたということでもあります。

そうしますと、これNPOでございますから、これ外務大臣のお答え、がお答えいただいた方がむしろ適切かもしれません、政府としてこのような非常に意味のあるNPOに対してどのような協力をしていくべきなのか。あわせて、唯一の人材供給源であります私ども防衛庁、自衛隊として、どのようにこれから先更に積極的にNPOに対して協力をしていくべきなのか。

いずれにしても、前向きにとらえて形にしていきたいとおっております。

山口那津男君 イラクの支援とは直接関係ございませんけれども、実は一九七二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約というものがございます。いわゆるロンドン条約と言われているものでありますが、これの改正議定書と

いつものものが九六年に作られました。これを我が国が締結をしようという準備が進められているわけですが、それに伴う国内法を整備しなければなりません。今年、海洋汚染防止法の改正というものが検討されていると、こう伺っているわけですが、この条約及び国内法の趣旨からいたしますと、不発弾を海洋に投入する処分というのはできなくなる、すべて陸上で処分しなければならぬ、こういう方向に進むはずであります。

そうした場合に、今、陸上自衛隊が演習等で不発弾を生み出してしまふということもあるでしょうし、また旧日本の軍あるいは米軍の残していったものもあるでしょうし、いずれにしても我が国内で生じた不発弾というものを陸上処理をしなければならぬ。処理のできる技術は自衛隊しか持っていない。しかし、これを政府としてどこがどうやるべきかということは明確に位置付けられていないわけですね。

今、自衛隊法の中には、不発弾の処理は、附則で、当分の間やるといふ暫定的な位置付けだろうと思えます。しかし、この条約の国内法整備に当たって、私は政府としてどの部門がどういうふうな責任を持つかということを明確にする時期に来ていると思うわけですね。必ずしも防衛庁がその任を引き受けなければならぬとも思いませんけれども、多面的に御検討いただ

て、是非そういう法制度を確立していただきたいと思うわけ
あります。防衛庁長官のお考えをお聞かせいただきたいと思
います。

国務大臣（石破茂君） まさしくこれが、海洋汚染防止法が改
正をされ、もちろんそれと併せて条約、ロンドン条約の改定議定
書の締結ということになるのでしょうか。そうしますとそういう問
題が出てまいります、洋上投棄ということができませんので。

それはもう消極的権限争いをやっておつてよいとは思いません
が、政府の中でまさしくどこがやるべきなのかということはこの
問題と併せてきちんとしておかねばならないという認識は持っ
ております。政府部内でよく議論をいたしまして、私どももいた
しましてもこの検討を踏まえ、今後とも協力をしてまいりたい
と思えます。

山口那津男君 この国内法は環境省の所管であります、環
境省として検討を重ねた一定の方向性というものを出している
と思うんですね。今の防衛庁長官のお答えの大前提について、念
のため確認の意味でお答えいただきたいと思えます。

政府参考人（小島敏郎君） お答えいたします。

ロンドン条約の九六年議定書、これは廃棄物の海洋投入処分
に関して厳格な管理を行うものでございますが、あわせて、
附属書 リストというものがございまして、このリストに掲げる
廃棄物以外の廃棄物は海洋投入処分ができないと、そういう禁
止条項がございます。

現在、日本国内では、平成十四年度で約六十トンの不発弾、
これは戦争中のアメリカ軍の不発弾、あるいは旧軍の不発弾で
ございますが、これを処理しております。半分が陸上処分、半
分が海洋投入処分というのが大まかな状況でございます。

不発弾の廃火薬類は、海洋投入処分ができる附属書 リスト
には掲げられておりません。したがって、我が国が九六議定
書を締結するためには、現在一部行われておりますこの不発弾
の海洋への投入による処理を陸上への処理へと移行する、このた
めに廃棄物処理法の施行令を改正をするという手続が必要に
なります。

この不発弾の陸上処理体制の整備におきましては、中央環境
審議会からも「国の責任において陸上処分に移行されるべきも
のである。」という答申をいただいていることを踏まえまして、現
在、各省庁間で検討をしておりますが、九六議定書の締結、国

会との関係では、国会の承認をお願いをするときまでに結論を得るように調整を進めていきたいと考えております。

山口那津男君 外務大臣にもこの点の進め方をお願いして、質問を終わります。